

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	10
処分の種類	あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうの施術者に対する指示			
根拠法令条例等・条項	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第8条第1項			
処分の概要	あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうの施術者に対する衛生上の指示			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第8条第1項 都道府県知事(地域保健法第5条第1項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。第12条の3及び第13条の2を除き、以下同じ。)は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるときは、施術者に対し、その業務に関して必要な指示をすることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			